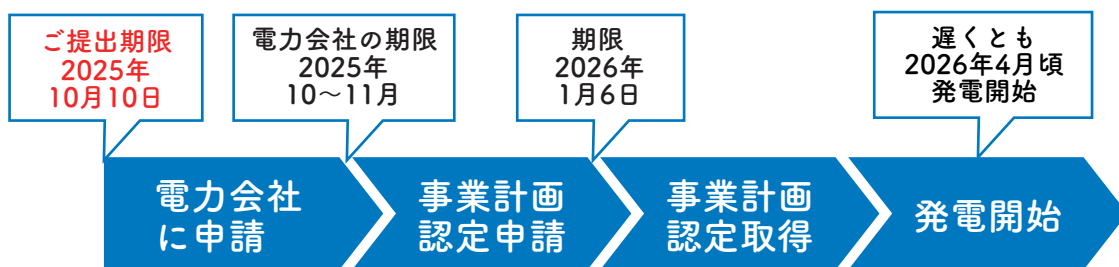


2025年度版建て得にお申し込みいただく案件の 本設電気申請控えのご提供期限に関するお知らせ

本設電気申請控え資料は今年度の事業認定申請に必要な、電力会社への接続同意申請に必ず必要な資料になります。

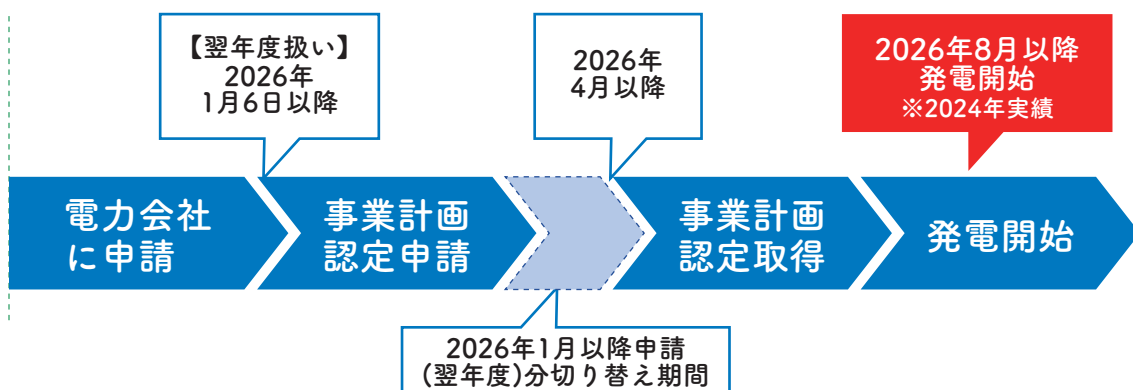
事業認定は年々遅くなっており今年は6か月以上の納期になりました。期限内に電力会社への申請ができないと下図の通り、お施主様の太陽光発電システムの稼働が大幅に遅れてしまう為、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

期限内(10月10日までに)ご提供いただける場合



期限過ぎ(10月11日以降)ご提供いただける場合

①バリュー・スマイル・ライフ採用の案件



※信販会社の審査から決裁までの期間が1年を超えてしまうためお施主様との申込が必要となります。

②でんち・でんちプラス採用の案件

お施主様とご契約しても蓄電池の設置ができなくなります。本設申請の控えのご提供が遅くなることが想定される場合は2026年度版の建て得でんち・建て得でんちプラスへお申し込みいただきますようお願いいたします。

本設申請資料の
提出方法は
こちらの動画へ

当社に提供いただく
資料について



ご準備いただく分電盤の
ご留意点について

